

パン粉の日本農林規格の一部を改正する件新旧対照条文

○パン粉の日本農林規格（平成19年11月28日農林水産省告示第1491号）

（傍線の部分は改正部分）

新（平成20年8月29日農林水産省告示第1361号）			旧			
（パン粉の規格） 第3条 パン粉の規格は、次のとおりとする。			（パン粉の規格） 第3条 パン粉の規格は、次のとおりとする。			
	区 分	基 準		区 分	基 準	
品 質	（略）	（略）	品 質	（略）	（略）	
	原 材 料	（略）		（略）	原 材 料	（略）
		食品添加物		次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～5 （略） 6 加工でん粉 <u>アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン</u>		食品添加物
	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		